

任意後見制度について

今回は、世界で最も高齢化が進む日本において、今後利用促進が期待される任意後見制度についてご紹介いたします。

○ 任意後見制度とは

任意後見制度とは、本人にまだ十分な意思能力（不動産の売却など、法律行為を行うことができる能力をいいます。）がある間に、本人が将来の任意後見人と、精神上的の障害により意思能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護および財産の管理に関する事務の全部または一部について代理権を付与する契約（＝任意後見契約）に基づく後見制度をいいます。後見人を自由に選択することが出来ず、日用品の購入その他日常生活行為以外の行為に関し、後見人による取り消しが認められる後見制度と比べ、任意後見人となる者や代理権の範囲を自身の意思で自由に設定することが出来る任意後見制度は、本人の自発性や意思決定を尊重した優れた制度と評されています。任意後見制度のフローは次のとおりです。

①任意後見受任者の選択

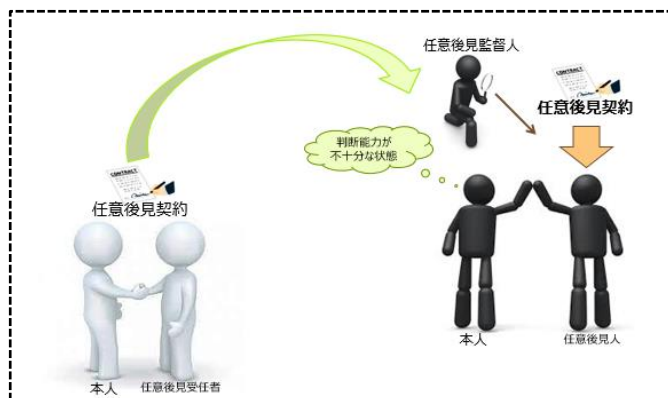
本人は自身が認知症などにより意思能力が不十分となったとき、自身の代わりに財産管理や身上保護業務を行ってほしい人を選択します（例えば、配偶者・子・司法書士など）。

②任意後見契約の締結

本人は、①で選択した任意後見受任者と任意後見契約を締結します。この契約では、意思能力が不十分な状況となったときに、自身の代わりに行ってほしい事務内容等を記載します（例えば、不動産、動産等すべての財産の保存及び管理に関する事項など）。任意後見契約は、公正証書で作成しなければならず、登記されます。

③任意後見契約の発効

本人の意思能力が不十分となったとき、本人・配偶者・任意後見受任者などの請求により、家庭裁判所が任意後見監督人を選任することにより、任意後見契約の効力が生じることとなります。効力が生じた後、任意後見人は任意後見契約に定められた内容に従い、財産管理若しくは身上保護事務を行い、任意後見監督人は、任意後見人が任意後見契約に従い事務を行っているかを監督し、家庭裁判所に定期的に報告する義務を負います。



○ 任意後見制度における留意点

このように任意後見制度は、本人が自身の意思で任意後見人の選任・任意後見事務内容の決定をすることが出来る上、任意後見人による不正や虐待から本人を保護するため、任意後見監督人が置かれるなど、本人の自己決定権の尊重と本人保護が充足された制度となっていますが、問題点もあります。問題点として、利用率の低迷（成年後見制度利用全体の1%しか占めていない。）の他、委任契約・任意後見契約併用移行型（本人の意思能力が不十分であるにもかかわらず、家庭裁判所へ請求を行わない。）や、任意後見契約単独利用即効型（本人の意思能力が不十分な状態で任意後見契約を締結する。）などが挙げられます。これらの問題を解決していく必要性はあるものの、世界的にも優れた制度と評される任意後見制度の正しい利用が進むことにより、自身の意思能力が不十分となった場合においても、自身の意思や嗜好が尊重された生活を多くの人が送ることができるようになるのではないのでしょうか。

（担当：福田智子）